

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

1月号 vol.188

2015年12月31日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103 〒191-0016
TEL : 042-586-7651
FAX : 042-514-8096



「2018年竣工予定の“国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業”をのぞむ-1」 @西武多摩湖線国分寺駅にて 編集部撮影

新年の風 2016

山口映写室 vol.27『お盆の弟』

ぐっち 1

新年の風 2016

2

大地に自治と平和をつくる

報告◆日韓の地方自治研究の歩みから

緑の風編集委員

池上 洋通 4

dataTAMA vol.26 多摩地域在住外国人国別集計表 12

沖縄つうしん vol.1

沖縄住民と自治研究所(世話人事務局)

湧田 廣 14

【財政研究会レポート 第26回学習会】

地方創生プロローグ 奥多摩町

報告者:多摩住民自治研究所事務局 財政研究会

大和田 一紘 16

書籍紹介 18

タマの風 vol.31 「吾輩の理由」 神子島 健 20

11月の活動・編集日誌 22



■2/13(土)上映会

会場：ベルブホール
(多摩市立永山公民館/
ベルブ永山 5F)

(1)10:20 ~ (2)13:20 ~

(3)14:00 ~ (4)17:00 ~

※(2)上映後、大崎章 監督と足立 紳 氏
(脚本)トークあり

[料金]大人(当日)：1,200 円ほか

詳細 <http://www.tamaeiga.org/special/obonbrothers>

『お盆の弟』

監督：大崎 章 脚本：足立 紳 撮影：猪本雅三
出演：渋川清彦、光石研、岡田浩暉、河井青葉、
渡辺真起子、田中要次

公式サイト：<http://obonbrothers.com>

[ストーリー]

売れない映画監督の渡辺タカシ(渋川清彦)は、大腸がんで入院していた兄のマサル(光石研)の看病という口実のもと群馬県玉村町にある実家に戻り、妻子と別居中。起死回生を狙って、これまた売れないシナリオライターで実家の焼きまんじゅう屋を手伝っている悪友の藤村(岡田浩暉)と新作のシナリオづくりをしているが、藤村は新しい彼女に夢中のような。あるとき、藤村に付き合わされた場でタカシは涼子(河井青葉)と出会う。なかなかの美人で性格もよさそうな涼子と兄を引き合わせようとするタカシだが、どうやら涼子はタカシに対し本気になっている様子……。そんななか、別居中の妻(渡辺真起子)から離婚したいとの申し出を受け、焦ったタカシは何とか妻の気持ちをつなぎとめようと映画の企画に必死になるがうまくいかず、それどころか涼子の前で酔っ払ってついポロっと独身ではないことを言ってしまう……。

[コメント]

悪いことは重なるものだ。そして、焦る気持ちがさらに状況を悪化させてしまうこともある。なかなか2作目を撮れずにいる主人公のキャラクターは監督・大崎章と脚本・足立紳がそれぞれの要素を込めて創作したという

山口映写室

vol.
27

ぐっち
Gucci

から、驚きだ。現状にもがきながらも諦めない強さと笑いのあるやさしい描き方に感心するばかりである。モノクロームの画面のなかに感じる鮮やかさ。弱さをさらけ出す瞬間、何かが観ている私たちに刺さる感じ……。重くなりがちな内容を、ふんわりした空気に包んで提示しているところがこの作品の一番の魅力だろうと思う。それはキャストの好演によるところも大きく、とくに主演の渋川清彦と光石研のやりとりは素晴らしい。

私にとってなつかしい、高崎の中央銀座でのシーンがとくに気に入った。現在はけっして明るく賑やかとはいえない商店街を歩きながらの大きな声は、アーケードに反響したことだろう。東京から数時間の地方都市に舞い戻った男たち。その会話の端々に、それぞれのプライドと意地を感じてビクツとした。どこにいても、諦めてはいけぬ・捨ててはいけぬものがあるということ意識しながら、すべてが思い通りにはいかないなかで次の一歩を踏み出していくことは容易ではない。40代を迎えようとする彼らの想いとはどのようなものだろうか。

本作は大崎監督による約10年ぶりの新作として高い評価を得た。映画製作にあたって、自身の出身地である群馬県の人たちの協力が大きかったという話を知り、その喜びはどのようなものだろうか想像する。公式サイトに寄せられたコメントを読んでいると、大崎監督がこれまで数々の現場で活躍してきたことをうかがい知ることができる。現実が映画の世界とつながって、大きな広がりをもって現象になった、観るべき作品である。

新年の風2016



NPO法人多摩住民自治研究所様

拝啓

日頃の活躍に敬意を表しますとともに、私たちの取り組みへの支援に心から感謝申し上げます。
今冬は暖冬模様で、県内のスキー場である安比高原スキー場のゲレンデオープンが遅れています。二〇一六年は希望郷いわて国体・希望郷いわて大会(冬季大会)は二月二十七日からが開催されます。復興の架け橋にと、東日本大震災被災県で最初となる国体に向けた準備が行われていますが、この実行委員会に、いわて労連も構成団体として参加しています。

五年目の「3・11」を迎えます。憲法十三条の理念を計画の基本にすえた取り組みが、被災者のいのちと暮らし、生業や地場産業の再生を支援してきました。

ところが、パワーマンスとは裏腹に、被災地を切り捨てる、安倍の暴走が加速しています。

住まの確保は被災者アンケート等を基本に、土地の確保に向けた面整備と、災害公営住宅の建設が進められています。一方で、資材高騰、人手確保が困難な状況が続くもて持ち家を断念せざる得ないとか、慣れない高層の公営住宅で、鉄の「扉」の閉鎖の重さや近代的なつくりが悩まされながら高齢者が暮らしています。仮設店舗から、本設での営業ができるのか。通院、通学、買い物足の確保は？被災地の暮らしを想像してみてください。わからない時は、どうか被災地にきて下さい。「風化させない」「被災地を忘れない」みなさんの思いが被災者の励ましとなります。

敬具

東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議
鈴木露通

新年明けましておめでとうございます。



老眼鏡は必須アイテム
自分の体調管理を最大の目標に!!

夢は大きく、戦争法廃止にむけてがんばります!!

多摩市議 安斉きみ子

住基ネット切断によって、二裁判をかかえていましたが、二〇一五年二月に完全勝訴となりました。

二〇一六年は、住基ネットをインフラとして作られたマイナンバー制(総番号制)を止める裁判が始まります。今度は被告から国を訴える原告になります。

皆さん 是非応援してください。

国立市議 関口博

いつもお世話になっております。ありがとうございます。
二〇一六年頭に牧証名の著書が出ます。皆様にお読みいただければ幸いです。

「ふたつの憲法と生きる——次世代と語る教育学者の戦後史」(花伝社)というものです。御批判をお待ちしております。

駿河台大学 名誉教授 牧証名

二〇一六年、あけましておめでとうございます。

*一昨年より、大和田先生のお誘いもあり「ネパール」に2ヶ月滞在をしました。八千メートルのジャイアントを眺める毎日
は素晴らしく、世界遺産のカトマンズも楽しんできました。
がしかし、四月には大地震。情報が少ない中、一日も早い復旧を望みます。

なにより「観光立国」訪れることが復興への近道でしょうね。
機会を作り早めにまた行きたいです。

*里山研究会(準)も昨年は、ことごとく計画した日が悪天候に見舞われてしまいました。(残念)

*昨年八月から、障害者施設のお手伝いを始めました。忙しい日程を調整して、今年も頑張ります!!

多摩住民自治研究所監事 今井和之

あけましておめでとうございます。

昨年は国会議員政策担当秘書資格試験に合格しました。
今年は、国政に住民自治を確立させるために頑張りたいと思います。

小平都市計画道路に
住民の意思を反映させる会 丹治日子太
世話人

多摩住民自治研究所御中

明けましておめでとうございます。

福島県は原発事故が発生してから、早いものでもうすぐ丸五年になります。記憶の風化が進んでいると、わけておりますが、現地で暮らす私たちには無縁の現象です。除染で出た廃棄物の処分をどうするのか、避難指示を解除しても住民が戻るのか、復興の見通しは立つか等、課題は山ほどあります。そして被災地の地方自治体はたして存続できるのかどうか、これがきわめて大きな問題です。福島県の予測では、二〇四〇年には二〇一〇年と比べて被災自治体の人口は六〇%超の減少に見舞われるという事です。高齢化も一気に進むでしょう。

「限界自治体」が出現することになりそうです。原発災害がまだまだ続く福島に注目してください。

貴研究所のますますのご発展を期待申し上げます。
福島大学特任教授 清水修二

福島大学特任教授 清水修二

昨年の大阪は「大阪都構想」をめぐる、五月の住民投票、二月のダブル首長選挙と激動の年でした。地元大阪の行く末は心配ありませんが、今年の四月から二年間は念願だったアメリカでの在外研究に行きます。滞在先はニューヨーク州にあるコーネル大学です。マハタタンから飛行機で約一時間ほどの小さな都市にある名門大学です。ここで、これまで研究したかった地域経済分析や行政改革、そしてライフワークの一つであるアセスメント災害について精一杯取り組めます。皆様とはしばらくお会いできませんが、帰国後には生まれ変わったように、パワーアップした姿をお見せしたいと思っております!

立命館大学教授 森裕之

大地に自治と平和をつくる

報告◆日韓の地方自治研究の歩みから

〔第1回〕

多摩住民自治研究所研究室長 池上洋通



さくら



むくげ



▲2014年1月 韓国・地域財団創立10周年記念日韓共同シンポ(ソウル市)に参加する筆者(左から2人目)

◇はじめに―なぜ「報告」を記すのか

ここに記すのは、二〇世紀の終わり、一九九〇年代から、自治体問題研究所の関係者や有志と、韓国の活動家・自治体職員・研究者・団体との間で自主的に進められてきた、地方自治についての交流や共同研究の歩みです。ただしそれは、私が関わったできごとの一部と、それらに対する私の感想や意見であり、いわば文字通りの「主観的報告」であることをおことわりしなければなりません。

いまの段階で「緑の風」にこれを掲載しようと思いついたのには、次のような理由があります。

1 直接的なきっかけは、私が関わってきた日韓の交流・研究活動において、新たなステージに関係することになったことです。二〇一四年一月の「韓国・地域財団創立一〇周年記念行事」、同年九月の「第七回韓国・全国村づくり大会」、そして二〇一五年一月の「第六回アジア未来フォーラム」への参加、がそれです。

いずれも後の回でふれますが、それらの場面で私は、日韓の自主的共同研究に新段階が現われつつあることを肌で実感しました。これを報告しなければならぬ、と思っているのです。

2 二つ目は、二〇一五年に日本で起きた「安保関連法制」についての議論と国民的な行動です。「戦争法」とも表現されている一連の立法内容と立法行為に対する私の意見は「すべてが憲法違反」だということです。「安保法制全体の廃止」を主張し、行動するのは当然のことであり、主権者としての義務であるといわなければなりません。

と同時に私は、戦争に反対する以上に、平和を創る営みが重要であると思いつきました。

例えば、韓国の人々との交流・研究活動のなかで、かつての日

本帝国主義の植民地支配や侵略戦争の事実と正面から向き合い、過ちを繰り返さないためにその原因について深く理解する、謝罪すべきは当然のように謝罪する、そうしたことの大切さです。それは「屈辱」でも「自虐」でもなく、人間社会が築いてきた当然の行動基準です。社会についての学問や文化を探索し創造する者、平和を求めて行動する者のよるべき基本的態度です。そして双方の主権者である民衆にとつての「現実認識と未来計画」について、率直に語り学び合い、研究する場を数多く設定し、持続することの重要性、特に日常生活を営む地域・地方自治体においてこそその営みが大切であることを痛感してきました。

つまり、地方自治体の営みの全国的・諸国的な連帯こそが平和を創りだす基本だ、ということなのです。だから「安保関連法制」の議論や行動を進めなければならぬ今こそ、日韓の地方自治についての共同研究の営みを振り返ろうと思うのです。

3 この報告を記そうと考えた動機の三つ目は、これも後でくわしく見る地域循環型経済の確立が急がなければならない重大な課題になっている、という認識です。

その基本には新自由主義的なグローバルゼイション経済計画に対抗する「維持可能な社会Sustainable Societyの実現」という目標があるのですが、そのためには、地域社会の自己決定を担保する地方自治の確立が欠かせません。そして、TPPが具体化されるようとしている今、ここでも地域社会・地方自治体の、国境を超えた連帯が強く求められます。地方自治についての日韓の共同的研究の営みについての現段階における到達点の確認は、そのため必要になっていると思うのです。

そしてもう一つ、これを「緑の風」に掲載する理由ものべておきます。これについても後で記すように、多摩住民自治研究所は二〇〇五年に韓国に訪問団を出し、韓国の友人の協力を得て、「緑

の風」に長期にわたって「韓国からの手紙」を連載しました。自治体問題研究所と共同関係にある全国の地域研究所は三五を数えますが、韓国の地方自治関係者との間でこうした関係を形成してきた団体はわずかです。「緑の風」の紙面においてこそ、日韓の地方自治についての交流の営みが報告されなければならない、そう考えたのです。

◇民主的な地方自治を建設したい —交流のはじまり

自治体問題研究所と韓国の地方自治関係者との交流は、韓国からの訪問者を迎えたことから始められました。訪問者は六人、全員が大学の教師でした。一九九三年のことです。

※韓国では日本の大学に当たる学校を「大学校」と呼びますが、この報告では日本と同じく「大学」と表現することにします。

訪問客を迎えた当事者は、理事長の宮本憲一氏と私・池上でした。私はその前年に五〇歳で日野市役所の職を離れ、自治体問題研究所の事務局長に就任していました。

訪問者たちの多くが日本語を話せたこともあって、話し合いはたちまち和やかで率直なものになりました。訪問の目的はずばり、「地方自治について学びたい。交流的なプログラムをつくってほしい」ということでした。そうした要望の背景には、韓国の地方自治をめぐる深刻な歴史的事情がありました。

中央政権の地方自治軽視と軍事政権による破壊

一九四五年、日本帝国主義の敗北によって解放に向かった朝鮮半島の人々は、いわゆる東西冷戦下で、南北二つの国家を形成し、

やがて朝鮮戦争（一九五〇年六月～一九五三年七月）という悲劇を体験します。

① 地方自治を規定した憲法制定、しかし

このうち、南側につくられた大韓民国が憲法を制定したのは、一九四八年七月（建国宣言は同年八月一日）でしたが、それには二つの条によって地方自治が明記され、一九四九年には地方自治法も制定されます。ところが、大統領の李承晩（イ・スンマン）が施行に反対し、一九五二年に至ってようやく初の地方議会選挙が行われます。しかしこの選挙も、同年の大統領選挙における李承晩派の支持勢力の獲得のためであり、その後は地方議会の選挙は行われませんでした。

② 地方自治の本格的導入、けれども

一九六〇年四月の「学生革命」によって李承晩が辞職（ハワイに亡命）した後に発足した第二共和国において、初めてソウル特別市・道、市・邑・面の首長と議会議員を選出するための選挙が行われ、地方自治が本格的に導入されます。

この「革命政権」（張勉内閣）の下、政治的自由化が急速に進展しますが、同時に学生を中心とした南北統一運動が、急速に盛り上がりました。

こうした状況に危機感を抱いた朴正熙（パク・チヨンヒ 当時、韓国陸軍少将）が、一九六一年五月に軍事クーデターを強行、軍事政権をつくります（五・一六クーデター）。

③ 地方自治制度の全面的な停止と破壊へ

朴軍事政権は、一九四八年に制定されていた「国家保安法」に加えて「反共法」を新たに公布、反対派・民主勢力に対して死刑を含む徹底した弾圧で臨む恐怖政治を展開します。そして一九六一年九月に「地方自治に関する臨時措置法」を制定して、選挙制度を含め地方自治制度の主な部分を停止（首長任命制の導入、議会制



池上 洋通(いけがみ ひろみち)
1941年静岡生まれ。日野市役所職員を経て、自治体問題研究所事務局長・常務理事のあと、多摩研理事長。現在は、多摩研研究室長。著書に『人間の顔をしたまちをどうつくるか』ほか多数がある。2011年、『大震災・復興へのみちすじ』（共著、自治体研究社）が刊行された。

の停止）します。そのかたわら、数多くの農民運動などの地域活動家が弾圧の対象にされ、投獄されたりしていきます。当初は「二時的措置」と説明された地方体制でしたが、その後二七年間、六次にわたる地方自治法改定で、地方自治を破壊、中央政府いなるの官治的な地方制度が行われました。

④ 朴政権崩壊、それでもなお

一九七九年一〇月二六日、側近による朴正熙らの射殺事件が起き、朴政権は一挙に崩壊、韓国社会に民主化の気運が高まります（ソウルの春）。しかし、翌年五月に軍を掌握した全斗煥（チョン・ドファン）は、金大中（キム・デジュン）ら民主化運動の活動家を逮捕、政党活動の停止、言論・出版、法曹活動などへの事前検閲や大学休校などを内容とする戒厳布告を発令、実権を握ります（五・一七クーデター）。これらの動きに抗議して、韓国南部の光州で学生や市民による民主化を求める大規模デモが起きると、軍を動員してこれを鎮圧し、多数の死傷者を出しました（光州事件）。この後、改正憲法による間接選挙で大統領に就いた全斗煥でしたが、地方自治の復活には至りませんでした。

⑤ 盧泰愚政権の登場、地方自治の再建へ

軍事的強権政治の下におけるねばり強い民主化運動が事態を大きく変えたのは、一九八七年のことでした。この年に「憲法改正・大統領直接選挙」などを求めて、ソウルや光州などで立ち上がった学生・市民に対して、全斗煥政権がまたも弾圧に乗り出します。しかし六月には、デモが全土に拡大して参加者百万人という規模になり、ついに政権が改憲を約束、次期大統領の候補として名乗り出ていた、軍人出身の盧泰愚（ノ・テウ）が、八項目から成る「民主化宣言」を出します。

それには大統領の直接選挙、弾圧された活動家らの釈放、政党活動や言論の自由の保障などと並んで「地方自治の実現」が掲げられました。そして、同年一〇月に第九次憲法改正が行われ、憲法条文の全面的な改正が行われ、当然のこととして、地方自治の規定も「章」の一つとして位置付けられます。

翌八八年の二月に、この憲法による大統領選挙が行われましたが、民主派は候補者調整ができず金大中と金泳三（キム・ヨンサム）が立候補、盧泰愚が勝利を収めて軍人出身の大統領が続きます。

◆資料 大韓民国憲法 第八章 地方自治

第二一七条

- ① 地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる。
- ② 地方自治団体の種類は、法律で定める。

第二一八条

- ① 地方自治団体に、議会を置く。
- ② 地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

す。

しかし、民主化プランは実行に移され、二年後の一九八九年に与野党間で「地方自治の実施」について合意、九一年に地方議員選挙が行われて地方議会が復活、四年後の九五年に首長選挙が実施されて、一九六一年以来三四年ぶりに地方自治が完全復活するのです。

そして国政も、九三年の大統領選挙で金泳三、九八年の選挙で金大中が勝利を収め、民間人出身による政権が軌道に乗っていきます。

民主的¹地方自治への熱い思い

以上に見た経過から、地方自治について二つのことが理解できます。

① 短かすぎた体験

第一は、韓国においては一九四八年制定の憲法で地方自治の規定を置いたにもかかわらず、一九八〇年代末までの韓国における地方自治の経験はきわめて短期間であったということです。もちろん、地方行政機関は存在し、中央政府が任命する長の下に職員たちは存在しました。しかしそれはあくまでも「国家机关」であって、何より肝心な住民自治の制度を全く無視したものでした。

② たたかい取った地方自治

第二は、韓国においては、他の民主的¹制度と同じく、地方自治もまた、強権力的な支配に対抗する運動のなかでたたかい取られたものだということです。その意味では、「権利としての地方自治」の位置づけを理解しやすい条件があるといつて良いかもしれません。

けれども、一九九〇年代の初めに三〇年の空白の後で行われた

地方議員選挙、そして四年後の首長選挙に向かうそのときに、基礎的な自治体のレベルでも広域的な自治体においても、民主的な地方自治を現場的に展開する能力を持つ住民も職員もまた研究者も存在しない、あるいはごく少数しか存在しない状態だったことは明らかです。

だからこそわざわざ日本の自治体問題研究所を訪問して、「地方自治の民主的な確立に力を貸してほしい」という率直な申し入れをすることになったのです。しかもそこには「民主的的地方自治がなければ、いつまた強権的な国家になるかもしれない」という強い思いがこめられていました。

③ 日本支配時のまやかしの地方自治

そしてそれは、第二次大戦後の経験だけでなく、日本による植民地支配の体験にも裏打ちされていました。

日本政府は、日韓併合条約が締結された一九一〇年、天皇の勅令として「朝鮮総督府地方官制」を布告しますが、それは一九八六年から行われていた大韓帝国の行政区画を受け継いだものでした。半島を二三の道制に分け、その下に府・郡・島を置き、さらに邑・面という村単位、洞・里と呼ぶ地域的単位を置きました。そして、日本国内と同じく、国策に合わせて基礎的自治体である郡や面の統廃合を進めますが、一九四五年八月時点で一三道・二二府・二一八郡・二島という記録があります。

こうした地方支配において、移住した日本人に対するものと韓国人とに対するものとの「二重支配」を行い、差別的構造を形成しますが、韓国人についても一定の範囲で「文化的」な支配を行い、特に一九一九年三月に全土に広がった「三・一独立運動」の後からは「反抗をなだめる」政策が採用されるようになり、地方機関について選挙制度も行いました。納税額などによる制限選挙でしたが、これが高額所得者・富裕層を抱き込むテコになり、韓国人の関係

を分断する役割も果たしたと見られています。そして学校教育や地域における、日本語の強制や創氏改名政策などの「同調者・協力者」を生み出していくのです。

日本による植民地支配のこうした経験は、「地方自治」の名を借りた地方支配が、かえって人々を苦しめる結果を生む場合があることを教えています。こんどこそ、真の意味での民主的的地方自治を確立したい、私たちを訪問した人たちの思いの深さは並大抵のものではなかったのです。

④ 痛苦の経験に耐えて

そして、もう一つ付け加えなければならないのは、そのとき訪問された人たちの経歴でした。全員が、軍事政権による弾圧の経験者だったのです。大学からの放校、拘留、投獄、拷問、親族への脅迫など、それは簡単には表現できない体験でした。私たちに「刑務所のなかでは、ゆつくり本が読めた」と笑ったりしていましたが……。しかし、いまでも親交を深めている経済学の研究者は、あるとき私に、学生時代に逮捕・拘禁、拷問を受けた体験を語り、涙をあふれさせつつ何度も絶句しました。

そうした苦難の中でかれらは、日本の地方自治の本をひそかに翻訳して回し読みしたりしていたのです。そのなかには、宮本憲一氏の本をふくめ、自治体研究社の刊行物がいくつもふくまれていました。

訪問者の要請に宮本理事長は「とにかくできることから協力・交流しましょう」と約束しました。同席していた私は、「まず韓国の歴史を知ることから」と決意して、親しくしていた本屋で数冊の本を購入、今に至る韓国についての学習の第一歩を踏み出しました。

◇檀君神話の島・江華島で ―干潟の埋め立てに反対した人々と

私が韓国に招かれて初めて講演をしたのは、一九九六年のことです。場所は江華島（カンファド・日本読みで「こうかとう」）で、テーマは「環境問題と地方自治」でした。

干潟の埋め立てに地域の良心が立ち上がる

① 豊かに広がる干潟の埋め立て計画

江華島は、ソウル市の北西に位置し、京畿湾（キョンギわん・黄海）にある島で、対岸の金浦市（キムポ市）の陸地に近く、すでに橋が架けられていました。島の面積は周辺の小島を含めて四〇八平方キロメートルで、当時約七万人の人が住んでいました。かつては京畿道江華郡でしたが、一九九五年に仁川広域市江華郡になったばかりでした。この島の広大な干潟を埋め立てる開発計画は、その前から持ち上がっていたのです。

発端は、韓国政府による新たな国際空港の建設計画でした。いまの仁川（インチョン）国際空港がそれです。この空港用地一七〇ヘクタールは干潟を埋め立てた造成地で、一九九二年に着工され、二〇〇一年に開港しています。この建設計画に関連して、ほど近い位置にある江華島の干潟を埋め立てて、関連施設などによる経済的収入を得ようとしたのです。

② ラムサール条約を盾にして

この計画に対して、ラムサール条約※を盾にして、反対運動に立ち上がった人たちがいました。

※正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」条約作成の地であるイランのラムサールの名で呼ばれている。

一九七一年につくられたこの条約は、水鳥の保護を目安として、水鳥が仲立ちする国家間の環境条件に着目し、水鳥の生息地である湿地の保護を正面からうたったものでした。条約の前文は、「締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整しているものとしての湿地及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息の湿地の基本的な生態系的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源である…」と記しています。

韓国がすでに加入していたこの条約を根拠に、埋め立て計画に反対していた江華島の住民運動のリーダーには、島で四百年の歴史を持つ医家の医師、仁川カトリック大学の学長、韓国有数の古刹として知られる仏教寺院の貫主、さらには小・中・高校の教師などが含まれていました。まさに島の知識と良心を結集した自主的な運動だったのです。

実は、江華島では、古くから干潟の埋め立てが行われており、日本の支配下では軍事施設目的のものもありました。漁業その他の住民生活のためならともかく、これ以上の埋め立ては許さない、国際的な空港建設に合わせた開発計画を認めるなら取り返しのつかないことになる―リーダーの人たちはそう考えたといえます。

私を招いた理由を聞くと、運動が進む中で、条約だけではなく、地方自治の制度を使って埋め立て計画に対抗できないか、という意見が出され、日本から人を招く講演会が企画されたということでした。

私を紹介し、仲立ちしたのは、先に自治体問題研究所を訪れて交流活動の要請をした研究者メンバーの一人で、その後も交流を続けていたK氏です。

「なぜ、日本人の話を聞かなければならないのか」

講演会は百人ほどが入る会場で行われました。講師も含めて全員が床の上へべったりと腰を下ろす集会形式です。席が指定された私の右側には地元出身の国会議員、左側には通訳する韓国のK氏、という並びで集会が始まりました。司会は、先述した医家の医師が担当していました。

そして開会の言葉や講師紹介がすんで、いよいよ私が話し始めようとしたときです。とつぜん、私の隣にいた国会議員が立ち上がり、大きな声で話し始めました。会場に緊張が走り、司会者の顔色が変わりました。

通訳のK氏は私に、「なぜ、このような席で、我々を苦しめた日本人の話を聞かなければならないのか、と発言している」、「まず初めに、日本帝国主義による韓国支配について、先生の意見を語っていただけますか」と耳打ちしました。

ただちに承諾した私は、「講演の前に、いまのご意見にお答えすることにさせて下さい。」と切り出しました。もちろん、私も緊張していました。しかし冷静でした。こうしたことが起きるのを予測していたからです。

私は小学生のころ静岡県の田舎で、二〇代で上京した後の東京で、そして住んでいる日野市その他で、数多くの在日韓国人と出会ひ、その怒りや悲しみに接してきました。それらは、語ってくられる人の、言い尽くせない思いの一部だったに違いありません。だから私は、自治体問題研究所による韓国の人々との交流を決めたときに、韓国そして日韓の歴史や現状に触れなければならぬと考え、書物を読みあさりしました。そしてそしてそこに、一筋縄ではくくることができない理論の交錯や感情のもつれがあることに、あらためて気づいたのです。その結果、自分自身で考え抜い

た意見（感性的・理性的）を持ち、それを絶えず磨くほかない、そのように心に決めていたのです。

そこで私は、国会議員の声に応えて、明治の初め一八七五年に起きた、日本軍の海域侵入による「江華島事件」から話し始め、日清・日露戦争を経て一九一〇年の日韓併合条約の強圧的な締結と、その後の理不尽な植民地支配について実例を挙げ、率直に謝罪しました。そして、これからは日韓を含めてアジア全体、世界の平和に寄与できるように連帯と共同の関係を深めたい、今日の講演会もその一つとして講師を引き受けた、という意味のことを話しました。

すると国会議員は、「よく分かった。そういうことであれば、自分も講演を聞くことにしたい」と応じてくれました。会場にはほっとした空気が流れ、拍手が起きました。その反応については、大半は通訳してくれたK氏の適切な語学力によるものだったはずだと、いまでも思います。

日本の市民の得た教訓を伝えることの意味

講演で私は、地域の環境を保全し改善するのは地方自治体と中央政府の責任だが、決定的なのは住民自治による運動が、自治体の政治や中央政府を動かしていくのだ、ということ力を込めて語りました。

この主張に私は、強い自信を持っていました。日本の公害運動の歴史を学んでいたからです。四日市コンビナートの住民運動、三島・沼津の開発計画を撤回させた地域運動、水俣病や新潟水俣病、富山のイタイイタイ病、川崎の大気汚染によるゼンソクなど、きびしい健康障害を引き起こした者たちに対する患者・家族や住民のたたかい、駿河湾における海水汚染を告発した漁師や市民た

ちなどなど。血のにじむような彼らの努力が、地方自治体の政治を変え、医療その他の各分野の専門家や法律家などを動かして法廷の判断をただし、中央政府の産業政策と産業経済の構造を転換させた力だった、と日本の経験語りしました。

そして、ラムサール条約は素晴らしいが、それを江華島の現実に適用するためには、自ら考え、自主的・主体的に行動する市民の連帯が必要である、と訴えました。

国際活動において、経済全体や政府の動向、自治体行政を語ることは重要ですが、私は、国民・住民による主体的営みを伝え合うことも大切だと考えています。それが国境を超えた市民の連帯を生み出し、多国籍企業や中央政府の横暴を抑える国際的な力の源泉になると思うからです。

「天孫降臨」伝説と朝鮮神宮と

朝鮮半島の人たちが大切にしてきたものに「檀君（ダンクン）建国」の神話があります。神話というだけでなく韓国では、建国した日とされる一〇月三日を「開天節・ケチョンジョル」と呼んで祝日として祝っています。この檀君の即位した年は紀元前二三三三年とされ、これを紀元とする「檀君紀元」が一九六一年まで公式に用いられていました。明治憲法下の日本で「神武紀元」が公式に用いられていたのと同じです。

この檀君が天から降り、山頂に立って「朝に鮮やかな国になれ」と建国を宣言し、これが国号の「朝鮮」の起源になったというのです。

江華島の摩尼山（マニサン）の頂上の北西側にある塹城檀（チャムソンドン）はその檀君が祭祀を行った場所とされ、開天節には盛大なお祭りが行われています。それはちょうど、日本で天孫降

臨の神話に基づいて、高千穂の神社を祭っているようなものです。私が講演をした一九九六年の訪問の際に、江華島のこの場所へ私を案内してくれたのは、仁川カトリック大学の学長でした。そして「地域を大切にするといいのは、こうした神話的なものも含めて継承していくことだと思っています」という意味のことをいわれました。そのとき私はカトリック信仰と檀君信仰との関係に興味深かったのですが、途中でハッと気が付きました。「朝鮮神宮」のことです。

それは、日本政府が、韓国における宗教的支配の確立をめざして造営した官幣大社で、ソウルの南山の頂に二〇万坪（境内七〇〇〇坪）の土地をおさえ、六年の歳月をかけて建立しました。天照大神と明治天皇を祭神とする神社であり、一九二五年に最初の祭礼が行われました。

韓国人に対しては、はじめは参拝を奨励するものですが、日中戦争がはじまった一九三七年以後は参拝を強制するようになりました。なかで悲惨だったのはキリスト者であり、一九三九年に韓国の長老派教会が警察立会いの下で神社参拝を決議すると、これに反対した牧師や信徒によって参拝拒否運動が起き、約二〇〇〇人が検挙・投獄され、二〇〇にのぼる教会が閉鎖、五〇人余が獄死しました。

さきのK氏の祖父もクリスチャンでしたが、参拝を強制されると知って、刃物で自分の足の指を切り落とし、「自分は障害者だから参拝に行けない」といって抵抗したといっています。

（つづく）

多摩地域自治体在住外国籍住民 国別集計表

※表は平成27年1月1日時点での数値。東京都のホームページ『東京都の統計』より、平成22年の国勢調査による人口と住民基本台帳上の増減を計算した推計。東京都の総数上位10か国を基準とし抜き出している

自治体	総人口	外国人 総人口	比率	中国	韓国・ 朝鮮	フィリ ピン	米国	ベトナ ム	ネパー ル	イン ド	タイ	ミャン マー	英国	その他	その他内訳
八王子市	579,372	9,475	1.64%	3,954	1,929	1,098	241	328	300	88	135	28	44	1,330	ブラジル169 ペルー168 マレーシア100 他
立川市	180,197	3,298	1.83%	1,556	792	307	109	35	68	65	41	7	17	301	ブラジル67 ペルー31 インドネシア21 他
武蔵野市	142,578	2,480	1.74%	870	542	75	368	37	81	34	33	13	69	358	オーストラリア40 カナダ38 フランス38 他
三鷹市	188,364	2,958	1.57%	1,005	687	160	272	70	49	19	55	30	87	524	カナダ54 オーストラリア45 フランス40 他
青梅市	136,459	1,454	1.07%	387	226	365	58	45	14	6	66	2	5	280	ペルー129 ブラジル46 インドネシア18 他
府中市	258,661	4,277	1.65%	1,635	807	472	234	117	60	52	85	31	34	750	インドネシア81 ブラジル66 ロシア40 他
昭島市	111,327	2,192	1.97%	780	566	245	52	118	94	38	36	4	6	253	ペルー66 ブラジル51 インドネシア17 他
調布市	226,343	3,633	1.61%	1,405	1,020	285	130	86	44	57	80	23	34	469	インドネシア52 マレーシア50 カナダ39 他
町田市	428,966	4,902	1.14%	1,970	1,064	513	177	125	35	78	109	6	60	765	インドネシア76 ペルー48 ブラジル47 他
小金井市	120,928	2,038	1.69%	906	293	106	125	73	75	18	54	15	36	337	インドネシア46 バングラディッシュ28 ブラジル23 他
小平市	189,777	4,123	2.17%	1,397	1,544	250	93	134	37	21	85	12	29	521	ブラジル56 アフガニスタン42 インドネシア40 他
日野市	183,327	2,561	1.40%	1,105	500	231	59	192	69	12	53	13	22	305	インドネシア43 マレーシア25 ブラジル21 他
東村山市	151,691	2,255	1.49%	892	587	239	41	52	68	7	35	23	15	296	バングラディッシュ28 インドネシア27 スリランカ25 他
国分寺市	122,256	1,731	1.42%	782	412	97	68	61	57	9	19	5	26	195	マレーシア16 フランス16 ウズベキスタン16 他
国立市	75,445	1,314	1.74%	537	331	69	50	31	54	25	22	1	12	182	モンゴル22 ロシア12 インドネシア12 他
福生市	58,200	2,712	4.66%	666	257	328	114	364	347	36	106	3	4	487	ペルー237 ブラジル49 ガーナ36 他
狛江市	80,705	1,018	1.26%	376	219	91	53	17	54	12	35	5	26	130	カナダ14 フランス13 インドネシア10 他
東大和市	85,302	1,074	1.26%	413	291	245	25	11	2	3	21	1	11	51	ブラジル11 インドネシア9 マレーシア4 他
清瀬市	74,423	1,077	1.45%	414	178	180	35	59	19	5	21	4	2	160	スリランカ59 イラン13 パキスタン11 他
東久留米	116,255	1,700	1.46%	546	313	235	204	36	13	31	44	4	27	247	カナダ28 インドネシア17 シンガポール16 他
武蔵村山	70,534	1,159	1.64%	424	187	294	28	56	2	3	23	0	1	141	ブラジル51 ペルー16 インドネシア13 他
多摩市	147,542	2,047	1.39%	856	492	233	56	47	46	24	32	8	17	236	インドネシア25 マレーシア21 フランス18 他
稲城市	86,987	1,115	1.28%	408	278	170	30	19	6	10	24	0	13	157	ニュージーランド19 ブラジル16 オーストラリア12 他
羽村市	55,890	1,175	2.10%	195	101	220	43	26	7	6	14	2	11	550	ペルー367 ブラジル101 バングラディッシュ13 他
あきる野	80,713	650	0.81%	175	134	103	50	27	5	8	15	0	4	129	ペルー29 ラオス28 ブラジル15 他
西東京市	199,473	3,239	1.62%	1,454	808	263	105	61	35	34	51	15	37	376	インドネシア51 ブラジル34 ロシア25 他
瑞穂町	33,028	554	1.68%	101	63	171	24	46	0	2	13	2	0	132	ペルー46 ブラジル44 バングラディッシュ15 他
日の出町	17,209	81	0.47%	22	17	15	12	0	2	0	1	0	0	12	ペルー3 ブラジル3 バングラディッシュ1 他
檜原村	2,233	13	0.58%	0	6	3	4	0	0	0	0	0	0	0	
奥多摩町	5,317	29	0.55%	6	4	5	3	3	0	0	1	0	1	6	ドイツ2 ブラジル1 アルゼンチン1 他